

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	川 崎 市
1. 料金割引の基本的方向性	
(1) 割引の還元のあり方	
(2) 割引率や対象時間の考え方	
(3) 割引対象車両について	
(1) 利用者の多くが料金割引を受けられることが大事と考えます。また、マイレージ制度の導入にあたっては、一般利用者にわかりやすく、申込み手続きやポイント還元手続きが簡素明瞭なことが求められます。	
(2) 料金割引により、高速・一般道路の渋滞緩和や環境改善等の効果が見込めるため、弾力的な割引の設定は必要と考えます。	
(3) 基本的には妥当と考えますが、料金値下げの恩恵は、高速道路利用者が平等に享受すべきと考えたときに、E T C車両以外への還元方策についても何らかの配慮が必要ではないのかと考えます。	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
物流事業者等の大口・多頻度利用者には、利用の程度に応じた割引を行い、従前と同等の割引を考慮することで物流コスト増等への影響を極力避ける必要があります。また、近年のデフレ傾向のなか、コスト高から一般道路に流れている貨物車両を高速道路に転換を図るための弾力的な料金設定が必要と考えます。	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

（1）内容（案）については、提示されたメニューで特に意見はありませんが、実施後適切な時期に効果を検証し、割引の内容について社会経済状況にあわせた見直しを行う必要があります。

（2）乗用車とトラックの現在の収入シェア（5：5）に、割引額の割合を合わせたことは評価します。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

同意見です。

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

ETCの普及に伴い、ETCゲート周辺での追突事故等の増加が懸念されるため、事故防止対策を併せて実施する必要があると考えます。

他に、タクシー、ハイヤー利用客の高速料金の負担をどうするのか、業界と協議しておく必要もあるのではと考えます。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。